

新居浜工業高等専門学校における安全保障輸出管理の取扱要領

令和5年2月21日校長裁定

(趣旨)

第1条 この要領は、独立行政法人国立高等専門学校機構安全保障輸出管理規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第120号。以下「輸出管理規則」という。)及び独立行政法人国立高等専門学校機構安全保障輸出管理実施要領に基づき、輸出管理の取扱いについて必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図るものとする。

2 この要領における用語の定義は、輸出管理規則の定めるところによる。

(管理責任者の指名)

第2条 輸出管理規則第8条に定める管理責任者は、高度技術教育研究センター長とする。

(学校等輸出管理委員会)

第3条 輸出管理規則第10条に定める学校等輸出管理委員会は、次の各号に定める委員をもって構成し、委員長は校長とする。

- 一 校長
- 二 高度技術教育研究センター長
- 三 高度技術教育研究センター研究推進部門長
- 四 総務課長
- 五 その他委員長が必要と認めた者

(本科1学年から本科3学年までの教育研究活動について)

第4条 本科1学年から本科3学年までの学生に対して行う教育研究活動において、技術の提供は、公知の技術情報に限定する。

(事務)

第5条 安全保障輸出管理に関する事務は、次の各号に定める部署において処理する。

- 一 総括及び許可申請に関すること 総務課総務企画係
 - 二 入学時の学生に対する特定類型該当者の確認 学生課学生・図書係
 - 三 入学後の学生に対する特定類型該当者の確認 学生課教務係
 - 四 教職員に対する特定類型該当者の確認 総務課人事係
- 2 事前確認に関することについては、総務課及び学生課が協力して行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則 (令和5年2月21日制定)

この要領は令和5年2月21日から施行する。